



2026 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 アンジェス株式会社
代表者名 代表取締役社長 山 田 英
(コード：4563 東証グロース)
問合せ先 経営企画部長 布施 英一
<https://www.anges.co.jp/contact/>

(訂正)「第 46 回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却、無担保私募債ファシリティ
ー（リボルビング型）総額引受契約の終了、第 2 回無担保社債（私募債）の償還、
第三者割当による第 47 回新株予約権（行使価額修正条項付）、
第 48 回新株予約権及び第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びに
グロースパートナーズ株式会社との事業提携契約の締結に関するお知らせ」の
一部訂正に関するお知らせ

2026 年 8 月 14 日に開示いたしました「第 46 回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却、無担保
私募債ファシリティ（リボルビング型）総額引受契約の終了、第 2 回無担保社債（私募債）の償還、第三者
割当による第 47 回新株予約権（行使価額修正条項付）、第 48 回新株予約権及び第 2 回無担保転換社債型新株
予約権付社債の発行並びにグロースパートナーズ株式会社との事業提携契約の締結に関するお知らせ」につい
て訂正すべき事項がございましたので、お知らせいたします。

1. 訂正理由

2026 年 8 月 14 日に開示いたしました「第 46 回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却、無担保
私募債ファシリティ（リボルビング型）総額引受契約の終了、第 2 回無担保社債（私募債）の償還、第三者
割当による第 47 回新株予約権（行使価額修正条項付）、第 48 回新株予約権及び第 2 回無担保転換社債型新株
予約権付社債の発行並びにグロースパートナーズ株式会社との事業提携契約の締結に関するお知らせ」の内容
に一部誤りがありましたので、これを訂正するものです。

2. 訂正の内容

訂正箇所には下線を付しております。

(訂正前)

II. 本社債ファシリティ契約の終了及び第 2 回無担保社債（私募債）の償還

1. 本社債ファシリティ契約の変更の目的及び理由

当社は、2026 年 2 月 24 日付で、CFE との間で本社債ファシリティ契約を締結し、同契約に基づき、
2026 年 2 月 27 日に額面総額 700 百万円の第 2 回無担保社債（私募債）を発行しました。本社債ファシリ
ティ契約の当初ファシリティ設定枠は 2,737,888,650 円であり、同設定枠は、第 46 回新株予約権の残存
個数及び当社普通株式の市場価格を基礎として算定される仕組みでした。

今般、当社は、第 46 回新株予約権の取得及び消却を行うことに伴い、CFE に対して第 46 回新株予約権の
取得に係る通知を行う予定です。第 46 回新株予約権の取得に係る通知は、第 2 回無担保社債（私募債）の
発行要項に定める期限の利益喪失事由に該当し、本社債について直ちに支払期限が到来することから、当
社は、第 2 回無担保社債（私募債）の残存額の全部を償還する予定です。また、これに伴い、当社及び CFE
は、本社債ファシリティ契約を終了することとしました。

(訂正後)

II. 本社債ファシリティ契約の終了及び第2回無担保社債（私募債）の償還

1. 本社債ファシリティ契約の終了及び第2回無担保社債（私募債）の償還の目的及び理由

当社は、2026年2月24日付で、CFEとの間で本社債ファシリティ契約を締結し、同契約に基づき、2026年2月27日に額面総額700百万円の第2回無担保社債（私募債）を発行しました。本社債ファシリティ契約の当初ファシリティ設定枠は2,737,888,650円であり、同設定枠は、第46回新株予約権の残存個数及び当社普通株式の市場価格を基礎として算定される仕組みでした。

今般、当社は、第46回新株予約権の取得及び消却を行うことに伴い、CFEに対して第46回新株予約権の取得に係る通知を行う予定です。第46回新株予約権の取得に係る通知は、第2回無担保社債（私募債）の発行要項に定める期限の利益喪失事由に該当し、本社債について直ちに支払期限が到来することから、当社は、第2回無担保社債（私募債）の残存額の全部を償還する予定です。また、これに伴い、当社及びCFEは、本社債ファシリティ契約を終了することとしました。

（訂正前）

III. 本第三者割当の概要

1. 募集の概要

（1）第47回新株予約権の募集の概要

（前略）

⑨ 譲渡制限及び行使数量制限の内容	当社は、割当予定先との間で、<u>金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新規発行証券に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結する予定です。</u> 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本引受契約において、第47回新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められています。 当社は所定の適用除外の場合を除き、第47回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2026年8月31日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る第47回新株予約権の行使（以下「本新株予約権制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権制限超過行使を行うことができません。 また、割当予定先は、第47回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が本新株予約権制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。 割当予定先は、第47回新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で本新株予約権制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとしします。
--------------------------	--

（後略）

（訂正後）

III. 本第三者割当の概要

1. 募集の概要

(1) 第 47 回新株予約権の募集の概要

(前略)

⑨ 譲渡制限及び行使数量制限の内容	当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、<u>本新規発行証券に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）</u>において、第 47 回新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められています。 当社は所定の適用除外の場合を除き、第 47 回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2026 年 8 月 31 日における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合における当該 10%を超える部分に係る第 47 回新株予約権の行使（以下「本新株予約権制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権制限超過行使を行うことができません。 また、割当予定先は、第 47 回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が本新株予約権制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。 割当予定先は、第 47 回新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で本新株予約権制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。
--------------------------	---

(後略)

(訂正前)

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
8,500,002,315	303,870,570	8,196,131,745

(後略)

(訂正後)

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
8,500,002,315	303,870,000	8,196,132,315

(後略)

(訂正前)

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(前略)

③ 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本引受契約に定められる諸

条件を考慮した本新株予約権付社債の価値評価を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項及び本引受契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年8月13日）の市場環境を考慮し、当社の株価（発行決議日直前取引日の東証終値）、ボラティリティ（51.3%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利率（2.1%）、クレジットスプレッド（0.4～1.0%）等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権付社債の評価を実施しました。

当社は、本新株予約権付社債の特徴、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、本新株予約権付社債の発行価額を各本社債の金額100円につき金100円とすることを決定しております。当社は、本新株予約権付社債の発行価額が赤坂国際会計の算定した価値評価額（各社債の金額100円につき金98.4円から金100円）の範囲内であり、本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち新株予約権の実質的な対価と新株予約権の公正な価値とを比較し、新株予約権の実質的な対価（社債額面100円当たり6.8円から9.5円）が新株予約権の公正な価値（社債額面100円当たり4.2円）に概ね見合っていることから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

本新株予約権付社債の転換価額については、当社の財政状態及び経営状態に鑑み、割当予定先と協議の結果、発行決議日直前取引日までの直前1か月間の東証における当社普通株式の終値の平均値（48.3円）の90%に相当する金額としています。この転換価額は、発行決議日の直前取引日の東証終値である50円に対して13.0%のディスカウントとなります。当社は、遺伝子医薬を中心とした研究開発型バイオ企業として、HGF 遺伝子治療用製品をはじめとする研究開発を中長期にわたり継続的に推進していく必要があり、研究開発の進捗に応じて継続的に資金需要が生じるため、安定的な資金調達手段の確保が重要であると考えております。このような当社の事業及び資金調達の特性を踏まえると、第48回新株予約権について一定の行使可能性を確保し、将来的な資金調達手段として実効性のあるものとする必要がある一方、既存株主の利益にも十分配慮する必要があると考え、GP ファンドとの間で行使価額の水準について協議を行いました。まず、基準となる価格について、当該直前取引日の終値ではなく、当該平均値を採用した理由は、安定した資金基盤の確保が当社にとっての重要な課題となっている中で、中長期的に研究開発を進める当社においては、資金調達の実現可能性及び資金調達額の予見可能性を重視する必要があるところ、地政学リスク等により足元の株式市場全般におけるボラティリティの高まりとあいまって、当社の株価のボラティリティも高い水準にあることに鑑みると、短期的な株価変動の影響を受けやすい特定時点の株価ではなく、一定期間の平均株価を基準とすることが当社の資金需要及び資金調達の実態に照らして合理的であると考えたためです。また、当社株式の出来高と本新株予約権付社債の対象株式数を踏まえると、本新株予約権付社債が今後長期に亘って転換される可能性があるものであることを踏まえ、一時点の株価ではなく、一定期間の平均株価という平準化された値を基準に考えることが適切であると考えたため、上記平均値を基準として採用することが合理的と考えております。算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、より直近の一定期間を採用することが、現時点における当社株式の価値を反映するものとして合理的であると判断したためであり、GP ファンドと協議の上決定いたしました。さらに、発行決議日直前取引日までの直前1か月間の東証における当社普通株式の終値の平均値を基準とした上で、当社株式の出来高と第48回新株予約権の対象株式数を踏まえると、第48回新株予約権が今後長期に亘って行使される可能性があるものであることを考慮し、GP ファンドと協議を行った結果、当該平均値から10%のディスカウントを付した43.5円を第48回新株予約権の行使価額とすることに合意しました。

また、当社監査役3名（全て社外監査役）全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権付社債の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権付社債に含まれる新株予約権の実質的な対価は公正価値に概ね見合っているこ

とから、割当予定先に特に有利でなく適法であるとの意見を表明しております。

(訂正後)

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(前略)

③ 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本引受契約に定められる諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値評価を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項及び本引受契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2026年8月13日)の市場環境を考慮し、当社の株価(発行決議日直前取引日の東証終値)、ボラティリティ(51.3%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利率(2.1%)、クレジットスプレッド(0.4~1.0%)等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高(流動性)を反映して、本新株予約権付社債の評価を実施しました。

当社は、本新株予約権付社債の特徴、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、本新株予約権付社債の発行価額を各本社債の金額100円につき金100円とすることを決定しております。当社は、本新株予約権付社債の発行価額が赤坂国際会計の算定した価値評価額(各社債の金額100円につき金98.4円から金100円)の範囲内であり、本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち新株予約権の実質的な対価と新株予約権の公正な価値とを比較し、新株予約権の実質的な対価(社債額面100円当たり6.8円から9.5円)が新株予約権の公正な価値(社債額面100円当たり4.2円)に概ね見合っていることから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

本新株予約権付社債の転換価額については、当社の財政状態及び経営状態に鑑み、割当予定先と協議の結果、発行決議日直前取引日までの直前1か月間の東証における当社普通株式の終値の平均値(48.3円)の90%に相当する金額としています。この転換価額は、発行決議日の直前取引日の東証終値である50円に対して13.0%のディスカウントとなります。当社は、遺伝子医薬を中心とした研究開発型バイオ企業として、HGF遺伝子治療用製品をはじめとする研究開発を中長期にわたり継続的に推進していく必要があり、研究開発の進捗に応じて継続的に資金需要が生じるため、安定的な資金調達手段の確保が重要であると考えております。このような当社の事業及び資金調達の特性を踏まえると、本新株予約権付社債について一定の転換可能性を確保し、将来的な資金調達手段として実効性のあるものとする必要がある一方、既存株主の利益にも十分配慮する必要があると考え、GPファンドとの間で転換価額の水準について協議を行いました。まず、基準となる価格について、当該直前取引日の終値ではなく、当該平均値を採用した理由は、安定した資金基盤の確保が当社にとっての重要な課題となっている中で、中長期的に研究開発を進める当社においては、資金調達の実現可能性及び資金調達額の予見可能性を重視する必要があるところ、地政学リスク等により足元の株式市場全般におけるボラティリティの高まりとあいまって、当社の株価のボラティリティも高い水準にあることに鑑みると、短期的な株価変動の影響を受けやすい特定時点の株価ではなく、一定期間の平均株価を基準とすることが当社の資金需要及び資金調達の実態に照らして合理的であると考えたためです。また、当社株式の出来高と本新株予約権付社債の対象株式数を踏まえると、本新株予約権付社債が今後長期に亘って転換される可能性があるものであることを踏まえ、一時点の株価ではなく、一定期間の平均株価という平準化された値を基準に考えることが適切であると考えたため、上記平均値を基準として採用することが合理的と考えております。算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、より直近の一定期間を採用することが、現時点における当社株式の価値を反映するものとして合理的であると判断したためであり、GPファンドと協議の上決定いたしました。さらに、発行決議日直前取引日までの直前1か月間の東証における当社普通株式の終値の平均値を基準とした上で、当社株式の出来高と本新株予約権付社債の対象株式数を踏まえると、本新株予約権付社債

が今後長期に亘って転換される可能性があるものであることを考慮し、GP ファンドと協議を行った結果、当該平均値から 10%のディスカウントを付した 43.5 円を本新株予約権付社債の転換価額とすることに合意しました。

また、当社監査役 3 名（全て社外監査役）全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権付社債の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権付社債に含まれる新株予約権の実質的な対価は公正価値に概ね見合っていることから、割当予定先に特に有利でなく適法であるとの意見を表明しております。

（訂正前）

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

（前略）

（本第三者委員会の意見の概要）

（意見）

当委員会は、慎重に検討した結果、全員一致で、本第三者割当に必要性・相当性が認められるとの結論に至った。以下、理由及び検討内容を述べる。

（理由）

1. 本第三者割当の必要性

（中略）

（2）具体的な資金使途

本プレスリリース及び当委員会の質問に対する貴社の担当者からの回答等に基づき、本件資金調達により貴社が調達する金額合計 8,196,131,745 円（差引手取概算額）の具体的な資金使途をまとめると以下のとおりである。なお、かかる資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び本新株予約権付社債の払込金額の総額を合算した額から、本第三者割当に係る諸費用の概算額を差し引いた金額であり、「2. 本第三者割当の相当性（1）資金調達方法の選択理由」に従い行使価額が修正される前の当初の行使価額で全ての本新株予約権及び本新株予約権付社債が行使されたことを仮定した場合の金額である。行使価額が修正又は調整された場合は、資金調達の額は増加又は減少する可能性がある。

（中略）

2. 本第三者割当の相当性

（1）資金調達方法の選択理由

（中略）

譲渡制限及び行使数量制限の内容	貴社は、割当予定先との間で、<u>金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、以下の行使数量制限が規定された本新規発行証券に係る引受契約（以下「本引受契約」という。）を締結する予定である。</u> ・ 貴社は所定の適用除外の場合を除き、第 47 回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2026 年 8 月 31 日における貴社上場株式数の 10%を超えるこ
-----------------	--

	ととなる場合における当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「本新株予約権制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせない。 ・ 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権制限超過行使を行うことができない。 ・ 割当予定先は、第 47 回新株予約権の行使にあたって、あらかじめ、当該行使が本新株予約権制限超過行使に該当しないことを貴社に確認する。 ・ 割当予定先は、第 47 回新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①貴社との間で本新株予約権制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして貴社との間で同様の内容を合意させることを約束させる。
--	---

(後略)

(訂正後)

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

(前略)

(本第三者委員会の意見の概要)

(意見)

当委員会は、慎重に検討した結果、全員一致で、本第三者割当に必要性・相当性が認められるとの結論に至った。以下、理由及び検討内容を述べる。

(理由)

1. 本第三者割当の必要性

(中略)

(2) 具体的な資金使途

本プレスリリース及び当委員会の質問に対する貴社の担当者からの回答等に基づき、本件資金調達により貴社が調達する金額合計 8,196,132,315 円（差引手取概算額）の具体的な資金使途をまとめると以下のとおりである。なお、かかる資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び本新株予約権付社債の払込金額の総額を合算した額から、本第三者割当に係る諸費用の概算額を差し引いた金額であり、「2. 本第三者割当の相当性（1）資金調達方法の選択理由」に従い行使価額が修正される前の当初の行使価額で全ての本新株予約権及び本新株予約権付社債が行使されたことを仮定した場合の金額である。行使価額が修正又は調整された場合は、資金調達の額は増加又は減少する可能性がある。

(中略)

2. 本第三者割当の相当性

(1) 資金調達方法の選択理由

(中略)

譲渡制限及び行使数量制限の内容	貴社は、割当予定先との間で、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、以下の行使数量制限が規定された本新規発行証券に係る引受契約（以下「本引受契約」
-----------------	---

	という。)を締結する予定である。 ・ 貴社は所定の適用除外の場合を除き、第 47 回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2026 年 8 月 31 日における貴社上場株式数の 10%を超えることとなる場合における当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「本新株予約権制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせない。 ・ 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権制限超過行使を行うことができない。 ・ 割当予定先は、第 47 回新株予約権の行使にあたって、あらかじめ、当該行使が本新株予約権制限超過行使に該当しないことを貴社に確認する。 ・ 割当予定先は、第 47 回新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①貴社との間で本新株予約権制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして貴社との間で同様の内容を合意させることを約束させる。
--	--

(後略)

以上